

一般社団法人 神奈川県卓球協会 登録規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県卓球協会（以下「本協会」という。）の定款第6条第3項に定める登録規定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録条件)

第2条 登録できる者は、以下の条件を満たし、別に定める「登録認定基準」に合致している者とする。

(1) 定款第5条第1講に定める支部または団体に所属していること。

(2) 登録する者は、支部協会と（公財）日本卓球協会への登録をすること。会

(会員の呼称)

第3条 登録が承認された者について、登録会員と称する。

(会員の活動範囲)

第4条 この規定により登録された登録会員（以下「会員」という。）は、本協会が主催または主管する各種競技会、研修会、講習会等並びに公認審判員活動に参加することができる。

(登録手続)

第5条 本協会と（公財）日本卓球協会の登録は（公財）日本卓球協会の登録システムにより一括して行い、本協会の登録料および（公財）日本卓球協会の登録料を納付すること。支部協会の登録は支部の定めによる。

(期限)

第6条 登録申請は、原則として6月20日までに完了すること。

2 登録有効期限は、登録完了日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の変更)

第7条 登録した会員の情報に変更がある場合、また会員の抹消が生じた場合は、（公財）日本卓球協会の登録システムにより申請しなければならない。

(登録料)

第8条 登録料については別表1に定めるとおりとする。

(義務)

第9条 会員は、本協会の定款及び諸規則等を遵守するとともに、卓球の振興に寄与しなければならない。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) （公財）日本卓球協会の登録システムにより脱退申請を行い、承認されたとき。

(2) 支部及び団体が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

2 前項第2号において、会員から変更の届出があった場合はこの限りではない。

(除名)

第11条 会員が本協会の名誉を傷つけ、第9条の義務を果たさなかったときは、理事会の決議を経て会長がこれを除名することができる。

2 前項により除名しようとするときは、理事会において会員に弁明の機会を与えなければならない。

(登録料の清算)

第12条 既納の登録料は、いかなる事由であっても返戻を求めることができないものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(補則)

第14条 開催する各種競技会の運営に必要な事項は、大会要項が優先する。

2 この規程に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（登録費）

本協会の登録費は次の通りとする。

① 第1種一般	1 5 0 0 円
② 第2種日学連	9 0 0 円
③ 第3種高体連	6 0 0 円
④ 第4種中学生	3 0 0 円
⑤ 第5種小学生以下	3 0 0 円
⑥ 第6種教職員	1 5 0 0 円
⑦ 第7種日本リーグ	1 5 0 0 円
⑧ 第8種役職者（一般）	1 5 0 0 円
⑨ 第8種役職者（教職員）	1 5 0 0 円
⑩ 選手兼役員	1 5 0 0 円

日本卓球協会の登録費は日本卓球協会が定めた通りとする。

支部協会の登録費は支部協会が定めた通りとする。

一般社団法人 神奈川県卓球協会 登録認定基準

一般社団法人神奈川県卓球協会（以下「本協会」という。）登録規定第2条に基づく登録認定基準を次のとおり定める。

第1条 本協会に登録する者は、次の各号の基準を満たしていなければならない。者とする。

- (1) 原則として、県内に居住地または勤務先および学籍があること。
- (2) 居住地とは、住民登録がされている自治体の所在地をいい、勤務先とは、雇用契約された者が週4日以上勤務する事業所をいう。
- (3) 18歳未満で編成されたチームは、成人の責任者を置くこと。
- (4) 役員登録については、登録人員の制限はない。

第2条 この基準に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

この認定基準は、令和3年4月1日から施行する。